

## 旅客運賃の適用方法（新）

- (1) この運賃は、当社の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。
- (2) 運賃区界でない停留所から乗車する旅客の運賃は、指定停留所を除いて、その停留所の外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。  
指定停留所から乗車する旅客の運賃は、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。  
指定停留所から乗車する旅客の運賃は、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。  
ただし、同一運賃区界停留所に属する指定停留所相互間の運賃が異なる場合には、低額の運賃を適用する。
- (3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。  
大人・・・中学生以上の者  
小児・・・小学生以下の者
- (4) 旅客運賃の適用方法は次のとおりとする。
  - ①. 普通旅客運賃
    - (ア). 片道普通旅客運賃は旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
    - (イ). 普通乗車券をしようする旅客が途中下車した時は、原則として前途の区間の乗車を認めない。
  - ②. 特殊旅客運賃（フリー乗車券）
    - (ア). 当社が指定した区間と乗車日に限り、往復ともに自由に乗り降りできる。
  - ③. 定期旅客運賃
    - (ア). 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。
    - (イ). 通勤定期旅客運賃は、乗車回数及び適用旅客の範囲を限定しない。
    - (ウ). 通学定期旅客運賃を、適用する旅客の範囲は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園並びに児童福祉法第39条に規定するもの（保育所）とする。
    - (エ). 特殊定期旅客運賃は、特殊定期乗車券（記名式）で特定地域内路線の各停留所を自由に乗車する場合に適用する。
    - (オ). 片道普通旅客運賃を設定していない区間（2路線以上）に跨って乗車する旅客の運賃は、乗降停留所間（乗降停留所が運賃区界停留所でない場合は、運賃区界停留所相互間）の運賃計算キロ程に対応する大人片道普通旅客運賃額を適用する。

ただし、それぞれの乗降区間の大人片道普通旅客運賃の併算額が前期の運賃額より定額となる場合は併算額を基準運賃額とする。

(カ)．定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。

④．回数旅客運賃

(ア)．回数旅客運賃は、旅客が同一停留所間を多回数乗車する場合に適用する。

(イ)．通学回数旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するものとする。

(ウ)．回数乗車券を、使用する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車を認めない。

(5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は次のとおりとする。

①．身体障害者及び知的障害者に対する割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは、都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者、及び介護人又は付添人（当社において必要と認める場合に限り、当該身体障害者又は知的障害者1名につき1名まで）とする。

②．児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第17条及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者、及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合に限り、当該旅客1名につき1名まで）とする。

③．精神障害者割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、及び介護人又は付添人（当社において必要と認める場合に限り、当該精神障害者1名につき1名まで）とする。

④．団体割引

(ア)．普通団体旅客運賃は旅行目的及び行程等を同じくするもので構成された15人以上の旅客が混乗して乗車する場合に適用する。

(イ)．学生団体旅客運賃は旅行目的及び行程等を同じくするもので構成された15人以上の団体で、通学定期乗車券の発売条件に該当するものと、その付添人（教職員、旅客斡旋人を含む）とする。

- (6) 運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引をしない。